2021年12月27日

令和3年12月27日

小・中学校

各位家长们 小・中学校　保護者の皆様へ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丰桥市市长 浅井　由崇

　　　 （教育部　保健供餐课）

豊橋市長　浅井由崇

（教育部　保健給食課）

**关于申请学校供餐的事宜**

学校給食の申し込みについて

　学校供餐是为了处在生长期的学生们的身心能健全发育，除了促进健康，增长身高之外，更有养成按时进食的好习惯，培养和谐的人际关系等益处，所以作为教育的一环来进行实施。

那么就请您在确认好以下内容，同意并签上名之后，并请提交※「学校給食申込書」→“学校供餐申请表”。谢谢您对学校供餐的理解和支持。

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、健康の増進、体位の向上を図ることのほか、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付け、好ましい人間関係を育てるなど、教育の一環として実施しております。

　つきましては、下記の内容をご確認いただき、同意の上で「学校給食申込書」を提出してください。学校給食へのご理解とご協力をお願い申しあげます。

以下内容:

**１　学校供餐的申请**

⑴接受学校供餐需要提交“学校供餐申请表”。

学校供餐费按学校供餐法第11条第2项规定，费用由家长负担，

 家长是指【对孩子有监护权的人 （对孩子没有监护权的人需找连带保证人）】

 ※ 注意、在入小学时和入中学时都要分别提出。

⑵原则上， 常规供餐指：主食、菜、独立包装的饮用牛奶。

 有食物过敏者或有疾患者，供餐配送时可选择不要牛奶，只要主食和菜的供餐。

 更或者只选择牛奶的供餐。

 有特殊要求的人，在和学校取得联系后，要另外提交一份

 ※「学校給食区分変更届」→“学校区分供餐变更通知”

 就算是中途希望变更供餐食谱的，也得提出这份“学校区分供餐变更通知”。

 提出时间为：希望变更供餐日的头３天前（除周末，红日子外）

１　学校給食の申し込み

⑴学校給食の提供を受けるには、「学校給食申込書」を提出していただく必要があります。

学校給食費は、学校給食法第１１条第２項により保護者の負担とするとありますので、保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人））が連帯して給食費を負担していただきます。なお、給食の申し込みは小学校入学時と中学校入学時にそれぞれ提出していただきます。

⑵原則、完全給食（主食・おかず＋飲用牛乳）の提供となりますが、食物アレルギーや疾病などによる場合は、飲用牛乳なし（主食・おかずのみ）、飲用牛乳のみ（主食・おかずなし）を選択することができます。学校へ連絡の上、別途「学校給食区文

変更届」を提出してください。

※途中で変更する場合も同様に、変更希望日の３日前（土日祝を除く）までに「学校給食区分変更届」を学校へ提出してくだ

さい。

**２　2021年4月起到2022年3月的供餐单价表：每餐单价（参考）**

(1)小学校　常规供餐是２４０日元，没有饮用牛奶的是１８５日元，只有饮用牛奶的是５５日元。

(2)中学校　常规供餐是２８０日元，没有饮用牛奶的是２２５日元，只有饮用牛奶的是５５日元。

※供餐费的单价不论是否有无变动都会于每年4月就此通知大家。

２　令和３年度の給食一食当たり単価（参考）

⑴小学校　　完全給食　２４０円、飲用牛乳なし　１８５円、飲用牛乳のみ　５５円

⑵中学校　　完全給食　２８０円、飲用牛乳なし　２２５円、飲用牛乳のみ　５５円

※給食費単価は変更の有無にかかわらず、毎年４月に通知します。

**３　关于如何交纳供餐费事宜**

⑴每月的供餐费，家长按学校来的通知金额，按时支付给学校。

⑵针对每次都迟交之家长，为使家长们都能得到公平对待，按以下规定进行处理。

ア 对总是迟交者收取过期损害赔偿（迟交行为在1年以上者）

イ 为确保按时收到供餐费，允许进行必要的调查

３　給食費の支払い

⑴月々の給食費は、学校からの通知に基づき保護者から学校へお支払いただきます。

⑵月々のお支払いが遅れた場合は、保護者負担の公平化を図るため、以下のとおり対応します。

ア　遅延損害金を徴収（1年以上支払いが遅れた場合）

イ　給食費の徴収に必要な調査を実施

**４　关于供餐的停止和再开事宜**

(1)希望供餐停配送或希望供餐再开始时，一定得在希望日的前3天（周末和红日子除外）联系

学校，并请一定确认清楚停止日和供餐再开可能日。

(2)希望供餐停配送或希望供餐再开始时，一定得向学校提交※「学校給食（停止・再開）届」→【学校供餐（停止或再开）通知】

(3)校方如果没有接到学校供餐停止的通知，从而产生的供餐费用会由家长承担，所以请您一定别忘了提交申请。

４　給食の停止・再開

⑴給食の停止または再開をしたい場合は、希望日の３日前（土日祝を除く）までに学校へ連絡し、停止・再開可能日の確認をしてください。

⑵給食の停止を希望する場合及びその後に再開する場合は、「学校給食（停止・再開）届」を学校へ提出してください。

(3)給食停止の連絡がない場合は給食費が発生しますのでご注意ください。

**５　灾害发生时供餐的对应事项**

(1)台风接近时电台、广播一旦发出暴风警报、暴风雪警报时，学校就会临时放假。故预先作出有否可能发出暴风警报、暴风雪警报的判断，从而提前作出供餐配送临时中止的决定。

(2)灾害等原因，原本予定好的菜单会发生变动，那时有可能会提供储存式快餐咖喱饭。

５　災害等による給食対応について

⑴台風接近等に伴い、暴風警報や暴風雪警報が発令された場合は、休校となることから、暴風警報や暴風雪警報が発令される可能性がある時は、あらかじめ給食の中止を決定することがあります。

(2)災害等により、予定していた献立を変更し備蓄カレーを提供することがあります。

**６　关于食物过敏的对应事项**

 ⑴因有食物过敏所以需要学校配合有相对应的配餐时，必须向学校提出

 ※「学校生活管理指導表」→“学校生活管理指导表”。

家长和校方必须在“学校生活管理指导表”所规定的基础上，为能找到适合的对应配餐菜单要相互好好商量。

⑵食物过敏者的供餐处理对应是：菜单里一旦含有会引起过敏的菜时，此顿供餐就会变成无配餐配送，从而供餐费会按另记一餐的单价来收费。食物过敏者的供餐处理对应是：菜单里一旦含有会引起过敏的菜时，此顿供餐就会变成无配餐配送，从而供餐费会按另记一餐的单价来收费。

６　食物アレルギーの対応

⑴食物アレルギーにより学校給食で対応が必要な場合は、「学校生活管理指導表」を学校へ提出していただき、その情報をもとに学校と適切な対応について話し合うことが必要になります。

⑵食物アレルギーの対応として、献立によってはアレルゲンの入っているおかずは無配膳対応となりますが、給食費は別記１食当たりの単価と同じとなります。

**７　关于支援制度事项**

⑴ 被认定可以利用 ※「就学援助制度」→“上学援助制度”者，供餐费和“学校生活管理指导”费（记录学校生活管理指导表所用的纸张费）等的费用负担额的（最大2000日元为止）可以被援助。

※要注意的是，每个年度都必须提出申请。

７　支援制度

⑴「就学援助制度」の認定基準にあてはまる方を対象に給食費及び学校生活管理指導費（「学校生活管理指導表」の記載に伴う文書料の自己負担額（上限額2,000円））を援助しています。毎年度申請が必要になりますので、ご注意ください。

**８　其他事项**

⑴ 就各位家长负担的供餐费用，会因今后市政的预算、审议等的结果而有所变动。

⑵ 以上的内容若有变动，会提前通知大家。

⑶ 对※「学校給食区分変更届」→“学校供餐区分变更通知”及「学校給食（停止・再開）届」→【学校供餐（停止、再开）通知】有需要的家长，请向学校咨询。

⑷ 若※「学校給食申込書」→“学校供餐申请表”里填写的家长名有所变动时，请再次重新提交“学校供餐申请表”。

８　その他

⑴給食費の保護者負担については、今後の予算編成・審議の結果により変わる可能性があります。

⑵以上の内容について変更がある場合、変更内容を改めて通知します。

⑶「学校給食区分変更届」及び「学校給食（停止・再開）届」の様式が必要な場合は、学校へお問い合わせください。

⑷「学校給食申込書」に記載の保護者に変更があった場合、再度「学校給食申込書」を提出してください。